

代議制への不満，代議制の限界

木之内 秀彦

要旨

日本を含む先進民主国では既存の政治システムである代議制民主主義への不満，不信，失望が高まっていることが共通しているが，不信の原因を検討する議論の多くは代議制民主主義の病理や主要政治アクターの失政や腐敗や怠慢に注目してきた．しかし不満，不信には，代議制民主主義の構造特性上，社会の新たな変化，多様化する価値意識に対応することが難しいという構造上の限界に起因している可能性がある．システムの欠点や機能麻痺でもなく，アクターの過失や悪意でもなく，システムの構造上不可避の不満，不信が考えられることを代議制，再分配問題，グローバリゼーションに注目しつつ考える．

キーワード： 民主主義，代議制， グローバリゼーション，再分配，承認要求

はじめに

代議制民主主義の危機に警鐘を鳴らす報告は一向に衰えを見せない．危機の原因をめぐる学術的論考も夥しい．筆者もここ数年，代議制民主主義に対して各国で高まった不満や幻滅の原因について若干の検討を重ねてきた．

今日の代議制民主主義国の政治が上手く稼働していないがゆえに不満を生んでいるとみる点では広汎な合意が存在している [Talisso : 66] ．不満を生む原因は多岐に亘るが，その中には次章以下に後述するとおり，代議制民主主義という制度そのものの構造特性に起因すると考えられるものがある．制度自身に胚胎する以上，現行の代議制民主主義を続けるかぎり，不満の発生は不可避となる．

新たに生じる争点や問題あるいは認識の変化に対して，既存の代議制民主主義はその構造特性上，対応能力に限界がある．そもそも将来発生しうるあらゆる想定外の問題に対処できるよう構造設計された政治システムなどありえない．変化を理解し，新しい問題に対する処理方法に習熟して既存のシステムにその処理機能を実装して制度化するには時間もコストもかかる．その間，人々の満足する成果をすぐには，十分には，或いは適切には生み出せない．この場合，代議制民主主義に欠陥や責任があるとは言いがたいにもかかわらず，えてして人々からは批判や不満の矛先がやや筋違い気味に代議制

民主主義に向けられてしまう．代議制民主主義に対する不満（の全てではないにせよ相当部分）は，代議制民主主義の病理でも機能不全が原因でもなく，この制度を動かす政治家・官僚・政党などの怠慢や無能，悪政・失政，権力濫用に起因するのでもなく，この制度の構造特性あるいは構造の限界に由る面が多いのではないかと本稿では述べてみたい．

1. 代議制の限界

(1) 排除の不可避性

Schweber (2016) は，（代議制研究の古典ピトキンの著におそらくは倣って）代議制を地図に喩える．地図は地上に存在する全てのものを表示しているのではない．地図作成の目的に応じて，地図に表示される内容は異なってくる．国境であり，市町村区分であり，地形であり，人口分布であり，植生であり，道路や鉄道であり，気候であったりする．表示目的とする内容は地図に見つかるが，その目的と関係のうすい内容，情報は全く，或いはほとんど表示されない．例えば植生の地図には，道路・鉄道・海運の情報は表示されないだろう．つまり地図は，地表に実在する情報の一部を選択し，それ以外の情報を削除あるいは無視することで成立している．高精度に撮影された空中写真のような全情報を盛り込んだ地図が仮に作成可能だとしても，特定の目的から見れば，目的と無関係な情報が混在しすぎているため

に却って使用に耐えない。「何かを削り、何かを残す」作業が地図作成には必須となる。

代議制にもこうした地図作成に似た側面がある。全ての市民のあらゆる要求、意見、選好を国政に反映させることは(仮にそれが理想だとしても)現実には不可能である。できる限り多くの国民の声を国政に反映させるべく利益集約に努めたとしても、全員の声をすくい取ることは無理であり、仮に(一種の思考実験として)全員の声をすくい取れたとしても、それを国民全員に一律に適用される単一の体系的な政策へと定式化することはやはり不可能であろう。そこで何らかの意見、要求、選好は政策形成過程に採用するが、そうでない意見、要求、選好は除外するという作業が不可避となる。代表制とはこうした「包摂と排除」、換言すれば「何かを削り、何かを残す」ことを正当化する実践に他ならないとSchweberは述べる[Schweber:384]。削除の基準は、政権政党の政策志向や、その国の直面する課題の優先度や重要度を政治家がどう認識しているか、あるいは予算や人員といった政策リソースや法制度上の規定といった公的な条件などによって変わりうるが、「削除、除外」が代議制に必ず随伴する点には変わりがない。「除外」された利益の当事者はもちろん不満を抱く。そもそも「削除、除外」の基準の妥当性をめぐっても合意は容易ではないだろう。しかし代議制を以上のようなプロセスと理解するならば、こうした紛糾は不可避となる。

(2) 構築主義的転回

代議制研究者が「構築主義的転回(constructivist turn)」と呼んできた洞察が、代議制への不満を理解する一つの興味深い手がかりを与えてくれることを、麻野(2015)およびDish(2011)による先行研究の整理と論及を援用しつつ検討してみよう。

代表 representation とは、従来の理念型的な理解に従うなら、代表者(議員もしくは議員志望者が例)が、代表される人(有権者が例)の選好(利益、期待、意向や欲求、価値観など)を表明してその実現を図ることにある。しかしこの理解には近年有力な疑義が提起されている。まず民意の事後的「発見」の議論をみてみよう。この議論によれば、代表される者の民意

が何か、事前に明白な合意があるわけではない。代表制とは何が民意かの合意が不在の段階で、代表する者が「これが民意である」と示すことを、政策や法律や予算案として提示し、それらをめぐる議論の過程で、より多くの支持・賛同を得たものを暫定的に民意としよう(みなそう)とする実践に他ならないとする。つまり「民意そのものが代表制を通じて事後的に発見される」と捉える。代表者は既に明確に存在する民意を単に代弁するだけの「代理」とはなりえず、まだ見えていない民意を、わかりやすい形で示す創造的役割を担う自律的存在とこの議論は捉える[麻野:10]。

代表者は予め存在する市民の選好に応答するエージェントという想定に対しては、欧米の経験的調査、及び構築論的アプローチに傾倒する論者からも疑問が投げかけられている。それによると「議員は、有権者の選好に応答するだけでなく、それらを探しだし、時には有権者の選好を熱心に創造しさえする」[Dish:100]。代表者は既に表明されていた市民の選好に応答するという後ろ向きの行動だけでなく、次期選挙で自分を支持する有権者が望むであろうもの、あるいは有権者に望ませようとするものへと選好を方向づけると見る。市民の選好はこのように代表者による創造的関与で形成される側面があるだけでなく、政治的意思決定過程(単に議会や執政府といった国政の中核での作業に限定せず、政党公認候補の選定、選挙戦、国会での審議、省庁間の調整なども含む過程と理解しておく)で発生する多様なコミュニケーションや相互作用—代表者と有権者のそれ、有権者間のそれ、政党間・代表者間のそれ、更にはメディアによる情報提供など—の下で構築されていく文脈依存的な性質ももつ。ちなみに代表者による創造的関与は、代表者による有権者の「操作」と紙一重である。議員は有権者の実際の(過去の)選好に従って動くだけでなく、次期選挙での「有権者の将来の選好」についての議員の信念に従っても動く。有権者の将来の選好を世論調査などの情報源によって診断するだけでなく、「有権者が代表者の行動をより支持するように投票者を改造 change しようとさえする」[Mansbridge:517]。

しかし、麻野も指摘するとおり、必ずしも代表者

の提示する「民意」がすべて、代表される人々に受け入れられ、理解や共感を得られるとは限らない。

「有権者の将来の選好」についての議員の予測的中する保証はないし、代表者の思惑どおりに投票者を「改造」できる保証もない。したがって代表者の提示する「民意」が、それは自分たちの意思とは異なるとして、代表される者から違和感や抵抗を表明される可能性もあろう。人々の価値観や選好が多様化、細分化し、かつ変動する現代ではなおさらその可能性は高い。

また、人々がコミットするアイデンティティも複数で且つ変化する。一昔前の冷戦時代なら、「保守」、「リベラル」のそれぞれの属性や政策志向はある程度セットになっていた。日本の場合、「保守」の人間なら、文化では伝統重視－天皇制支持－外交では日米安保体制堅持－経済では資本主義市場経済支持－個人より集団を重視－自民党支持、といった系列化した選好や属性の存在を半ば自明視できた。またこうした系列性はある程度安定していた。しかし今はこうした属性やアイデンティティの安定的系列性を想定しにくくなっている。同性婚に賛成でLGBTQの権利制度化に積極的だが、天皇制を愛し、日米安保体制の継続を望む、といった、属性の系列性を当然視できた時代の人間の目からみれば一種の〈ねじれ〉が珍しくない。人々の選好・属性・アイデンティティコミットメントの安定した系列性を前提視できれば、代表者が代表される者の選好、民意を把握することも、予想することもそれほど困難ではないかもしれず、従ってそれに対応した政策を選択して設計することも難しくはなかったかもしれない。しかし今は違う。選好の系列性が解体して散乱し、複雑に組み合わせが変わる中で代表者は政策的応答を示さなければならない。

日本に限らず戦後の代議制民主主義において、代表者への信頼が確保されてきたのは、政党を媒介として多くの場合、代表者と代表される者との間で文化が共有されてきたことが大きい。労働者政党や社会主義政党では階級文化（あるいはイデオロギー）、自民党のような保守政党では共同体の伝統文化が共有されてきた。ある政党に属する者は議員であれ一般有権者であれ同じ文化を共有する者同士とい

う一体感が、代表者への信頼を担保したことから、代表者は代表される者に業績や公約を事細かに説明する必要も乏しく、代表される者もそれをことさらに要求することはなかった。政党は、代表される人々が代表者の行為を自らのものとして受け入れるための心理的、文化的「裏づけ、支え」を提供してきた。しかし現在、多くの代議制民主主義の国で政党への信頼は急速に低下している。既成政党は議員の減少に悩んでいる。政党が人々を把握する力は目立って弱まっているのである。したがって政党を通じて代表者に対して信頼を確保することは困難になっている〔麻野：8-9〕。

(3) 代表の不可避性

2011年の「ウォール街を占拠せよ(Occupy Wall Street)」の参加者の一人はこう言ったという。

我々の代表は、我々を代表してはいない。

〔レイブルック：31〕

公式的な政治参加を回避あるいは忌避する人たちが、政府、政党、選挙やその他の制度的な公式チャンネルに媒介されることなく、非暴力の直接行動を通じて議会外から異議申し立てと民意を議会内にとどろかせようとする新しい形態の政治参加が各国で模索されている。ジャスミン革命からエジプトのタハリール広場へと波及した一連の「アラブの春」、スペイン15M運動、「ウォール街を占拠せよ」の世界的展開、日本の脱原発運動、がよく知られている例である。デモや抗議行動、集会や座り込み、といった非暴力街頭政治行動は以前からあったが、近年のそれらは（程度の差はあるにせよ）コンセンサス方式や一時的自主空間の生成、運動の水平化＝脱中心化、常設の本部や事務局や拠点の不在、常任の指導部や執行陣の不在、専従の職員の欠落、ルーズでフラットな脱・組織型のグルーピング、インフォーマルで状況依存的、等の特色のほか、運動の形式上の新奇な点として、「フラッシュモブ」形態の抗議、Twitterで呼びかけた動員、ピンジグ、ボイコット（不買運動）、バイコッティング（環境配慮企業や支持する社会政策をとる企業から商品を購入しようとする消費者の意識的実践）などがある。直接民主

主義の性格を帯びるこれらの運動の潮流に新たな民主主義の可能性を展望する論者も少なくない〔五野井：32-33；Tormey：2〕。本節冒頭に引いた「オキュパイ」参加者の発言は、既存の代表（制）を嫌悪し忌避するという、近年の街頭政治運動の多くに共通する志向を象徴している。

これらの運動が既存の代議制民主主義に代わる新たな政治の地平を切り拓くポテンシャルを有しているかを論じる余裕は筆者にはないが、少なくとも代表 representation という営みを回避することはできないというのが暫定的な結論である。上述した近年の街頭政治行動を肯定的に評価する論者の代表格である Tormey (2015) は、これらの運動に、他者のために発言し行動するという実践に基づく政治（即ち代議制民主主義）に代わって、即座の、そして何者の干渉も仲介も受けない非媒介の政治スタイルを特徴として読み込む〔Tormey：2〕。彼は代表制民主主義を問題視するが、それは、代表制民主主義が人民が真に欲しているものを代表しているものではなく、「誰かが人民が欲していると考えるもの」を代表しているにすぎないからであり、それは結局、代表される人々の実際の考えに関係なく、代表者自らの行動を正当化するからである。こうした代表関係は必然的に消極的にしか代表されない人に対する排除、抑圧につながる。今日必要なのは個々の誰もが代表なしにそのまま自らの選好を表明する水平的な関係であり、近年の院外政治行動にそれは現れ始めているとする。

これに対し Thomassen (2007) は、Tormey が新たな政治行動の代表例として高く評価するメキシコのゲリラ組織「サパティスタ」指導部による「声なき人に声を与える」実践を捉えて、これはまさに代表という営みに他ならない、と指摘する。欠如・不在のもの、失われたもの、不足しているものを表出し現前するという営為は「代表すること」に他ならない〔Thomassen：116〕。五野井は別の角度から、直接民主主義的な実践にも結局は何らかの代表機能は避けられないとする理由を、次のように述べる。

C. B. マクファーソンは、コンピューター技術とテレコミュニケーション技術によって、膨大な構成員の政治参加が可能になると問う

ている。マクファーソンによれば、たしかに全住民のベッドのかたわらに「賛成、反対、分からない」などのボタンをつけ、その解答を集計することは技術的に可能であるとしても、「どんな決定作成過程においても逃れえない条件、つまり、誰かが問題を定式化しなければならない」という問題に必ず直面する。「なんらかの政府機関が、どんな質問が寄せられるかを決定しなければならないであろうことは、不可避のことに思える」。したがって、直接民主主義もまた、代表を否定するものではなく、むしろそれにある程度依存せざるをえないのだ〔五野井：26〕（傍点は筆者）。

Thomassen は、Tormey を批判する過程で、「闘う (struggle)」ということ自体が一つの代表行為であると述べる〔Thomassen：118〕。そういう理由を彼自身は説明していないが、筆者なりに解釈してみよう。「闘う」とは、社会的な不正義や不条理（と思われること）に対して公然と異議を申し立て、その是正を追求する行動であると理解しておこう。その行動が制度的で合法的か、非制度的・非合法であるかは問わない。「闘う」行為は、不正義、不条理に反発して闘う者じしんの正義感に駆られた行動である。しかし正義感には彼一人だけでは成立しえないし、意味をなさない。たった一人だけの正義などはありえない。正義とはある一定の集団内に共有されている（と想定される）規範意識、公正観念である。闘う者と正義感を共有している（と彼が信じる）一定の集団の存在を想定しているからこそ、あるいは将来、彼の正義感に共鳴して彼の「闘い」に賛同、理解をよせてくれる人々が一定数発生すると期待する（信じる）からこそ、彼は危険を承知で「闘い」に打って出る。闘う者は、そうした現在および将来の、自分の正義感に対する（実在あるいは潜在的な、あるいは想像上の）賛同者、支持者を背負っている。彼らの思いを彼らに代わって自分は体現し表象していると自負する。これは即ち「代表する」行為に他ならない。

闘いを所与の状態を不公正と捉える者による異議申し立てと理解するなら、その行動の種類や形態

を問わず、代表という営みは必ず伴うことが理解できるだろう。

代議制の形態にせよ直接民主主義にせよ、院内(議会内)行動にせよ院外のストリート・ポリティクスにせよ、何らかの代表機能は避けられないのであれば、以上述べてきた代表制に随伴する諸問題もまた今後とも否応なく発生すると心得なければならない。

(4) 代表類型の複数性

Mansbridge (2003) は、専らアメリカを念頭におきつつも、代表は、①前回選挙公約重視型、②次期選挙予測重視型、③ジャイロスコープ型、④代理型、の4類型に整理できるとした。①は従来の伝統的な代表制理解であり、②は本稿で「構築主義的展開」として注目したタイプに相当する。③と④に言及する余裕を欠くが、代表のあり方は複数ありうることを確認しておきたい。Mansbridge の次の指摘は、米国のみならず日本を含む各国の代議制民主主義を考える上でも参考になる。

アメリカの議会研究では、代表に関する民主主義基準はもっぱら一つに絞られてきた。すなわち、選出された議員は、彼の選挙区の有権者の選好に合致する政策を追求したか、という基準である。この基準は単一的であり、総合志向であり、選挙区依拠型である。対照的に私の分析は、複数の基準を提唱するものである。

[Mansbridge : 525]

複数の形態がありうる代表(制)を、単一の基準で評価すれば、誤解も含めて失格、無能、怠慢、権力濫用といったネガティブな判定結果が導きだされやすい。それだけ市民の既存政治への不満も増える。しかし基準を複数化すれば代表を見る眼も変わる。それだけでなく従来気づかれにくかった代表制民主主義の多様な可能性を(再)認識できるかもしれない。とはいえ、複数の基準で政治を多角的に捉える作業を日常的に実践することは容易ではない。我々に必要なのは、一つの物差しだけで政治を語ることを控えるという自覚だろう。

(5) 被代表の限界

Mansbridge の議論にせよ、それを批判的に検討して議論を発展させた Rehfeld (2009) にせよ、代表(制)あるいは代表関係には、複数の類型もしくは概念がモデル化しうることを、政策的応答性を特徴とした「プリンシパル-エージェント」モデル(ここでは、有権者をプリンシパル[本人]とし、議員を有権者の選好をどれだけ政策に反映させる活動をしたかで評価されるエージェント[代理人]と見る解釈)には還元しえない多面性が代表制には想定しうることを示されていた [Rehfeld : 383]。これらの議論は〈代表する者〉の機能、活動の重点という視点からの分類という印象を受ける。代表制研究の古典ピトキンによる類別基準は機能や活動だけではないが、代表関係のあり方や認識に諸相がありうることを指摘する点では上記論者たちにむしろ先行していた [ピトキン : 全体が該当するが特に第3章から第6章]。

しかし近年では、〈代表されるモノ・コト〉も多様化し、その範囲を拡大している。国連で地球温暖化対策の切迫性を熱弁したスウェーデンの少女グレタ・トゥーンベリは、現在世代の産業・消費のツケを払わされるかもしれぬ(将来世代)を代表した、と言えるかも知れない。ジュビリー2000という債務帳消し運動を牽引しているミュージシャンのボノは、アフリカを始めとする重債務国を先進国あるいは国際機関において代表しているといえるかも知れない。医薬品・化粧品開発目的の動物実験に反対する内外の有名人や動物愛護団体、基本的人権ならぬ「基本的動物権」(アニマルライツ)を主張する世界各地の運動は〈(ヒト以外の)動物〉を代表しているのかもしれない。環境保護、絶滅危惧種保護の活動に従事している団体は〈自然〉を代表しているのかもしれない。

しかしそもそも、こうした、世代を超えた個人や集団、国境や国籍を超えたヒト、種の壁を越えた存在、非生物、或いは抽象的な大義について、その代表関係の成立を論じることができのだろうか。思考実験としては興味深いし、上述のようなアクティビストは代表関係を唱えるかもしれないが、代表制民主主義はこうした代表関係を本来予定していないのではないか。こうした〈人間ではないモノ・コ

ト) , 〈今ここに現実に存在しているわけではない個人・集団〉には、民主政治における参政権資格(有権者資格)があるとはおよそ考えられない [Schweber : 390] . 今日社会ではこれらの集団・価値・存在・大義に対して相応の倫理的配慮が求められることはもはや否定できないが、それは代議制民主主義に要請されている制度上の責務とは言いがたいであろう。少なくともその責務は自明ではない。

今日現実の代議制民主主義の政権が扱うアジェンダ、争点、問題群が多様化さらにはグローバル化していることは否めないにせよ、この政治制度は今でも基本的には、ローカルでナショナルの、「現在世代」のヒトを中心に展開する限定的な構造を持つ制度である。代議制民主主義は時代や社会の変化に適応する柔軟性をみせてきたが、少なくとも現在のところ、このような限定性を超越した集団・価値・存在・大義を包摂してそれらを代表する構造にはなっていない。しかしこれらの集団・価値・存在・大義を擁護するアクターの目には、こうした制度の現状は不誠実で現在世代中心主義的で手続き上の形式主義に拘泥した時代遅れの因習に見えるのかもしれない。従って彼らは不満を抱くことになる。

今後は、このような限定性を超越した集団・価値・存在・大義を擁護、尊重することの法制化・政策化を主張する動きがますます強まると予想される。じっさい将来世代に対する義務を認めるべきか、自然や動物の権利を認めるべきか否かは環境倫理学や公共哲学の分野では激しく議論されてきたほか、自然や動物の権利の承認を求める訴訟も提起されてきた。しかし、政治的に有意の代表関係が成立するためには、〈代表される者〉が〈代表する者〉に「代表者」としての権威を自らの意思で認定・付与する手続が必要であろう。将来世代、他国居住の他国籍者、非人類の生物種や自然や環境については、こうした代表関係が成立することはありえない [Schweber : 393] .

繰り返すが、これらの個人・集団・存在への配慮など無用だと言いたいのではない。世代は過去・現在・将来へと途切れなく連続している以上、将来世代の運命に思いをいたすことは現在世代の責務で

あろうし、人間も生態系の一員であり他の生物種や自然界に食糧源を始め生命維持を依存している以上、他の生物種や自然・環境に配慮することも当然の要請といえる。

しかし既存の代議制民主主義の構造上、これらの問題群を回収するには限度がある。既存代議制民主主義の構成員資格の限定を超えた存在や価値を、政治の場に出させる何らかの新しい「代表(制)」のあり方を考えなければならないのかもしれない。

2. 承認か再配分か、多文化か不平等か

(1) 難民危機

2010年代に欧米でポピュリストの政治家・政党が躍進した背景や要因をめぐっては今なお議論が続いているが、ここではカウフマン(2018)や Wike and Fetteroff (2018) に従い、ポピュリズムを台頭させている最大の要因は民族・文化的な不安にあるとの解釈を承認しておきたい。2010年代に生じた大量の難民の殺到により、欧米社会の多数派は、同民族の先祖を共有する自分たちのコミュニティと国のつながりが希薄化していくことを恐れた。とくに2015年、その殆どがイスラム教徒である100万を超える難民がシリア、イラク、アフガニスタンから欧州に押し寄せるといふ難民危機は、かねてより移民排斥・難民受入制限を訴えてきた右派ポピュリストに追い風を作り出した。

しかし、「欧米のエスタブリッシュメントは『ポピュリストを支持している有権者は、グローバル化に取り残された人々だ』と考えてしまった。豊かなコスモポリタンエリートに反発し、高賃金の工場労働や終身雇用の時代の復活を待ち望む、困難な環境にある白人労働者階級がポピュリストを支持しているとみていた。しかし、これは主流派政党の慰めにも似た幻想に過ぎなかった。実際にそうであれば、再配分や雇用拡大といった従来の経済政策でかつての現状を十分に取りもどせたはずだ」 [カウフマン : 93-94] .

難民危機とそれをめぐる反応は、欧米における既存の政治(代議制民主主義)に対する不満や不信、その正統性の動揺を検討する手がかりを与えてくれる。難民危機は既存の政治や政治家に対する不満や

不信が縮図的に噴出した出来事に思われるからである。

(2) 白人労働者階層の疎外感

難民・移民の大量流入で白人労働者階級が抱いた文化やアイデンティティに関わる不安に、政治的主流派、有力既成政党が理解、共感を寄せていたなら、白人労働者の支持が(そうした不安に寄り添うことを約束してみせた)ポピュリストに流れることも少なかったかもしれない。また、再配分や雇用拡大といった従来の政策で、主流派政党は白人労働者階層の支持を繋ぎ止めることができたのかもしれない。しかしどちらも実現することはなかった。その結果、白人労働者階層は疎外感を募らせ、既成の政治・政党・政治家への不信を強めた。どうしてそうなったのか。

理由の第1は、過去30年にわたってヨーロッパ北部の左派政党が、文化的な問題ではリベラル色を強める一方で、「大学教育を受けたコスモポリタンなリベラル派」の支持を得ようと、再分配型の社会民主的な政策を放棄するようになったことにある。結果として低賃金白人労働者層の苦境を是正する政策が相対的に手薄になった。1990年代に左派政党が政策の焦点を「経済的平等」から「アイデンティティ」へ大きく見直した結果、しかも理由3に後述するとおり、その見直しが低所得白人労働者層から見ると不本意かつ不可解であったことから、ポピュリストは民族文化問題をめぐって白人労働者階級に訴えかける余地を手にした。しかし、労働者階級の支持を右派ポピュリスト政党に奪われた左派政党は、その結果生じた支持基盤の穴を「大学教育を受けたコスモポリタンなリベラル派」では埋められなかった。こうして、中道左派の支持基盤は着実に切り崩されていった[カウフマン：95]。

理由の第2は、オーウェン・ジョーンズ(2017)が「貧困や失業といった社会問題は、かつては資本主義の欠陥から生じた不正であり、少なくともなんらかの対処が必要とされたが、今日では個人の行動や欠陥、選択の結果だと理解されるようになった」と述べるように、自己責任を強調する新自由主義的な考えが強まったことにも求められるだろう[ジョー

ズ：17-18]。労働者階級の苦境も、不平等な社会が原因ではなく、個人の性格(怠惰や努力不足など)の問題だとされ、政策的対応が必要とは受け止められない。ジョーンズの指摘は専らイギリスの低所得白人労働者層を念頭においているが、程度の違いはあれ他の欧米諸国や日本にも当てはまるかもしれない。バウマンは「〈貧困という問題〉は、かつては社会的な問題と考えられていたのですが、いまでは…法や秩序の問題と捉えられるようになりました。…国家が貧困に関心を払う時、統制、監督、監視、訓練を通して悪影響や厄介事を引きおこさないようにすることなのです」[バウマン：65-66]と述べるが、低所得層の苦境を再分配型社会民主的政策の対象とはみようとしない昨今の傾向を捉える点ではオーウェンに共通する。

理由の第3は、理由の第1に重なる面があるが、左派系リベラルが牽引してきて、今や学界のみならず政治、行政、メディアの分野をも席卷する多文化主義、アイデンティティ・ポリティクス論調と関係がある。労働者階級が軽視されるに至った一因は、ジョーンズによると、「不平等は、ほとんど人種や民族のアイデンティティというプリズムを通してしか理解されなくなった」ことにある[ジョーンズ：128]。ブレイディみかこは一段と手厳しい。

90年代以降、(イギリスの)歴代政権は、階級の問題を人種の問題にすり替えて、人々の目を格差の固定と拡大の問題から逸らすことに成功してきたのだ。[ブレイディみかこ：263]

階級・格差・不平等の問題が人種や民族のアイデンティティの問題に変換されることの問題点は、既存の不平等や格差を温存することが正当化されるだけでなく、むしろ賞賛されるべきこととも見なされるところにある。ここでもバウマンの指摘は辛辣である。

ローティ(米国の哲学者[筆者注])は、アメリカの「文化左翼」を次のように非難している。つまり、すべての不平等の問題をまるでそれが文化的差異の問題であり、したがって結局は、人権や寛容に対する倫理的要請によって保護される、人間の選択による差異の顕れやその結果であるかのように処理していると。それに加えて、

すべての差異を、ただ他の人と違っているという理由だけで、同じように賞賛すべきとしてしまっているとも指摘する。(中略) おかげで、非常に一般の支持を得にくい現象である社会的不平等が「文化的多様性」を装うことで、広く尊重し、慎重に育成するに値する現象に変化している。こうした言葉の操作によって、貧困の持つ道徳的醜悪さも、魔法の杖に触れたかのように、魅力的な文化多様性へと早変わりする。[バウマン (2014) : 67-68] .

アイデンティティ・ポリティクス、すなわち自分の属性の尊厳に対する公的・社会的な承認(差異の承認)を求める運動も、低所得層・貧困層には不利に働いた。Fraser (2000) によれば、世界的に政治運動の重点が再配分(格差・不平等の是正)から承認要求へとシフトしていることにより、再配分要求が周縁化され、承認要求運動に取って代わられている。多文化的文脈の下で進む今日の承認要求闘争は、社会の相互作用を促すどころか、むしろ逆に集団アイデンティティを過度に単純化することで、アイデンティティごとの集団エンクレイブ(排他的集住居留地)が相互に不寛容に割拠する分離分割状況を生み出し、運動が本来目指していたはずの対立や憎悪の解消をむしろ難しくするばかりか、各集団内の同調化圧力(集団の外に対しては諸集団の対等や多様性を訴えながら、集団内部では主流あるいは指導部の言説に対する成員の同調を強要すること)を高めることで人権侵害を認めてしまう可能性すらある。従来の承認要求運動は経済的不平等の問題に概して沈黙しており、分配上の不正義を無視するか、あるいはせいぜい文化的な誤承認 *misrecognition* の問題だと片付ける傾向にある [Fraser : 107-110] .

経済システムのコンフリクトが政治秩序の正統性に波及しないためには、それを富の分配をめぐる闘争として制度化し、政治システムに包摂する必要がある。そのため 20 世紀「社会国家的大衆民主主義」は、正統化問題にふたつの戦略で対応した。すなわち、大衆民主主義が労働運動などの反システムの爆発力を政党間の競争と政権交代の水路へと流し込む一方、経済プロセスが個人に及ぼす悪影響

を国家の福祉政策が許容可能な範囲に抑制したのである。その際、政府の行政能力は、主に①安定成長を図る景気対策、②集団の欲求に対応した生産構造への介入、③社会的不平等のパターン是正の3つに求められた。

このパースペクティブでは、民主主義の危機は国家が資本主義の機能不全を許容範囲に収めることに失敗したときに生じてくる[高橋: 57-60]。しかし以上見てきたとおり、③の路線が今でも追求されているかはかなり怪しい。解消されるべき垂直的な経済的不平等の問題が、尊重されるべき水平的な人種・民族・文化・アイデンティティの問題へと読み替えられたとしても、今日明日の糊口をしのぐだけで精一杯の低所得層には慰めにはならず、多文化主義を理解しない(できない)愚鈍な連中と蔑まされることさえある。低所得労働者層じしんが、何よりも必要と目したのは再配分を柱とした不平等是正策であろう。しかしそうした政策に消極的であった既存の政治家・政党、彼らが運営する既存の政治すなわち代議制民主主義を労働者層が「自分たちを代表する」働きをもつものとはみなさなくなり、これら既存政治のアクターやシステムを侮蔑する右派ポピュリストに彼らが吸い寄せられるのも不思議ではない。

3. グローバリゼーションの影響をどう見るか ーグローバルとナショナル

(1) 政治から解放された権力

代議制民主主義に対する不満や失望の背景には、グローバリゼーションの進展もあるとしばしば指摘されてきた。その多くはグローバリゼーションの進展を前に、国民国家の力が相対的に低下したことによるそうした不満や失望の原因を求める議論である。そうした論者の代表格の一人ジグムント・バウマンの所論を引いてみよう。

かつて国家は、軍事的、経済的、文化的に完全な政治的主権を、その領土とその人民に対して主張しました。しかし、もはや一般的な生活のどの側面をとっても国家は主権的ではありません。(中略) われわれの現代の大半の人々の、

人生の選択肢の幅と人生の機会を決定するという意味での真の権力は、国民国家からグローバルな空間へと蒸発していつているのです。しかし政治は相変わらず、かつてそうであったのと同じようにローカルな諸国家に分割され続けています。ですから、国家はもはやそうした諸権力を手にすることができないでいるのです。グローバリゼーションがもたらした結果の一つは、権力（ドイツ語の *Macht* の意味で—ものを為させるという意味）と政治の分裂なのです。われわれは、いまやグローバル空間において、政治から解放された権力を握っているのです。政治は、ローカルな空間で権力を剥奪されているのです。 [バウマン：98-99]

人々の人生や行動の選択肢を決定する権力は、各国民国家の枠内において正当とされる政治的意思決定過程の媒介を経由して発生してきた。要するにこれまで権力は特定の場所に限定されたローカルでナショナルなものだったのである。しかし今やそうした権力の多くが、グローバルな空間に自由自在に浮遊し、国民国家の手は届かない。したがってグローバル化によって市民が何らかの不利益や苦痛を経験し、その解決を市民が自国の政府に要求したとしても、国民国家（の政府）のできることに限りがある。国境で画定された領域に対する排他的主権をその最大の特性としてきた国民国家は、そうした地理的・空間的な限定性に束縛されないグローバリゼーションの影響力に対して非力である。ギデンスが「経済に関していえば、世界経済の動力源をコントロールするのは、政治家の力量の埒外にあることを、市民はよく承知している。周知のとおり、世界経済の動力源の大方は、国民国家の手の届かないところにある。」 [ギデンス：149] と述べたのも同じ趣旨であろう。ただし「市民はよく承知している」かは争う余地があるかもしれない。「政治家の力量の埒外」にある問題も政治家の埒内の問題と捉える市民が存在する可能性は否定できない。その市民は、問題を適切に処理できない政治家を無能、無責任、怠慢だと、批判をぶつける。グローバル化の進む世界では、市民の要求と、政治家の応答能力には

深刻な齟齬が生じやすい。

(2) 「底辺への競争」

国民国家、そして国民国家を前提としてきた既存の代議制民主主義は、そもそもグローバリゼーションと原理的に相容れない面を有している。ダニ・ロドリックは、幾つかの事例を引いてそれを説明する。労働基準を例にとれば、あらゆる先進国には、最低賃金、労働時間の最長限度、労働者の解雇条件、労使間団体交渉の保障など、雇用慣行に関わる詳細な規制（労働法）があり、労働者の権利、雇用、待遇、労働環境を保護している。しかしグローバルなアウトソーシングが可能になったことで、経営者は国内の労働法が自社の経営にとって負担と感ずれば、事業を労働法のもっと緩い他国に移転することが以前に比べてはるかに容易になった。国内の労働者もその可能性を認識しているので、待遇や賃金の改善を使用者に強く主張しにくくなる。それどころか工場の海外移転に伴う解雇を恐れて、不当な労働条件をも甘受する事態も起こり得る。これは、「国際市場が裏口から国内の労働規制を腐食するのを許している」、「アウトソーシングによって先進国の雇用慣行が掘り崩される」事態に他ならないとロドリックは憂える。

企業や資本の国際移動は、各国の税制構造にも影響を及ぼす。企業や資本は少しでも法人税の低い国へ移動することができるため、各国は必要な選好を反映した税制を採用できなくなる。国内企業の海外脱出防止と海外からの新規投資誘致に腐心する各国政府にとって、法人税引き上げなどはもつてのほかで、法人税据え置きでさえ選択肢となりがたいのが今日の現実であろう。こうして法人税の引き下げ圧力がかかり、国際的に移動できる資本から、移動できない国内労働者に税の負担が転嫁される。当然ながら労働者の不満は高まる [ロドリック：224-232]。

国家が外国企業の誘致や産業育成のため、減税、労働基準・環境基準の緩和などを競うことで、既存の労働環境や自然環境、社会福祉などの水準が低下すること、あるいは形骸化する傾向は「底辺への競争」として知られ、グローバリゼーションの負の側

面の典型例としてしばしば引き合いに出されてきた。本来なら民主主義的政治過程によって決定されるべき国民の福利厚生に関わる各種の公的な制度が、グローバリゼーションの圧力に押されて空洞化と劣化を余儀なくされる可能性が憂慮されている。実際、田端（2012）が整理するとおり、企業活動のと生産システムのグローバル化、資本投資・資本移動の自由化に伴い、殆どの先進国で非正規雇用の拡大と賃金水準の抑制、ならびに労使関係における労働側の弱体化が進んだ [田端：46-48]。

(3) グローバリゼーションと民主主義

グローバリゼーションの概念は多義的だが、ここでは専ら経済的意味、つまり国民経済の世界的統合への趨勢、モノ・カネ・サービス・ビジネスモデルの対外開放とトランスナショナルな流通、という程度に理解しておこう。

グローバリゼーションを巡って争点化される問題の多くは、民主主義的統治が性質上ナショナルなものに対し、経済グローバリゼーションは性質上トランスナショナルである、という点に起因しているように思われる。グローバリゼーションは主権国家システムの文脈の中で展開している。ところが、この主権国家システムを構成する個々の国家（の多く）は民主主義で統治されている。ここから問題が発生する。

第1に、経済グローバリゼーションは各国内に大抵の場合、程度の差はあれ、勝者と敗者を生み出す。法人税の減免競争と低税率国への企業の自由な逃避によって税源は縮小する一方、財政規律・規制緩和・補助金削減が国際機関や投資家の間で支配的な言説となる状況下で、各国とも敗者を救済する財源や政策ツールが乏しくなり、社会保障やセーフティネットを整備できなくなる。かくして所得の格差と不平等が進行し、既存政治への敗者の怨嗟が高まる。

第2にこれと関連して、国によっては、敗者、弱者、貧困層はエスニックな、或いは宗教的な集団アイデンティティへの帰依を強めることで、苦境を心理的に癒やそうとするかもしれない。しかしこの動きは民族的、宗教的な亀裂を強化し、社会の統合と

合意の形成を難しくする。グローバル化の一側面でもある移民の流入は、こうした動きに拍車をかける。

第3に、柴山（2016）が指摘するとおり、一般論として、貿易や国際金融を活発化するには国によるルールや規制の違いが障害となる。各国が行う産業政策も、外国企業の参入を妨害しかねない。そのため、グローバリゼーションを推進するには、安全、環境、労働、投資、知的財産などに関わる基準を統一し、排他的な産業政策を制限する必要が出てくる。世界貿易機関（WTO）のルールや2国間・多国間の貿易協定は、そうした必要から生まれた。しかし、ルールや規制、さらには関税や産業政策といった各種の社会目標はそれぞれの国で正統とされる政治的意思決定手続を経て生み出されることが従来の基本原則であった。代議制民主主義の国であれば、代議制民主主義の手続に則って生み出されてきた。だが決め方を各々の国に任せれば、ルール、規制、各種政策目標は国ごとに個性を帯びる。言い換えれば多様化する。これはグローバリゼーションが志向する統一あるいは標準といった目標と相容れない [柴山]。Stein(2016)によれば、経済的効率と経済統合というグローバリゼーションの要請は、各主権国家内の経済政策を脱民主化する圧力、経済政策を人民の統制から遮断する（少なくとも人民の統制を制限する）圧力を加え続けてきた。民主的統制の介入を許せば、グローバリゼーションが志向する効率、統合、標準化（フォーマット化）、共通、不変、合理性といった価値が乱されるからである [Stein:310-317]。

第4に、資本、企業、その他アクターのトランスナショナルで身軽な移動は、ナショナルなアイデンティティと忠誠や、特定国に粘着した公的コミットメントを溶解させるかもしれない。となれば、特定の地理的領域に埋め込まれた制度として存続してきた既存の民主主義は十分機能しないおそれがある。 [Li and Reuveny : 36-37 ; Cerny : 13]

(4) 既存政治家・既存政治システムへの支持度とグローバリゼーション

実のところ、グローバリゼーションの影響、力学

が、各主権国家（の政府）の管理能力を超えているかどうかは、少々議論の割れるところだろう。バウマンやギデンスに代表されるように、国家にはもはやこれを制御する力はほぼ無いとみる議論（国家非力説と呼ぼう）も有力である一方、少なくとも経済グローバリゼーションに関するかぎり、諸国家政府はこれを調節する一定の決定力と自律性、相当の政策ツールを今なお有している、したがって国家はグローバル化のパワーに一方的に翻弄されるだけの無力な客体ではありえないとする解釈（国家有力説と呼ぼう）も、特に政治学者の間では支持が多い。

仮に有権者が「国家非力説」に立つなら、グローバル化で自国が経済的に悪化しても国家指導者の責任を問わないかもしれない。逆に「国家有力説」に立つなら、グローバリゼーションによる経済的苦境の一定責任は自国政府にもあると見るかもしれない。Hellwig and Samuels (2007)によれば、グローバル化が進んだ経済開放下の有権者は、自国政治家に経済パフォーマンスの責任を追及しない傾向がみられるという。「国家非力説」に立っているからかもしれない。実際、ややデータは古いが、2001年に欧州16カ国で行われた世論調査によると、回答者の約半分は、政府はグローバリゼーションをコントロールできないと答えたという。注意すべきは、「国家非力説」は政治家に、本来なら彼に帰すべき経済失政の責任までもグローバリゼーションに転嫁するインセンティブを与える点にある [Hellwig and Samuels : 284-298] .

それでは有権者は、グローバリゼーションの進展で何らかの不利益や不安を経験したとしても、現職政権を批判することも既存の政治システムを疑問視することもないのだろうか。そうではない。

ピューリサーチセンターが2017年に38カ国で実施した調査によると、半数に当たる19カ国（米、英、仏、伊、カナダ、スウェーデン等を含む）で、経済状況が悪いと考える人は、代議制民主主義への信頼度も低い傾向にあることが判明している。長期の経済見通しで悲観的な人も代議制民主主義への信頼が弱いと同調査は報告する [Wike and Fetterol : 146] . 従って、これらの国に関する限り、グローバリゼーシ

ョンによって経済が悪化した（悪化するだろう）と認識する人は代議制民主主義への不信を募らせる可能性がある。その人が「国家有力説」に立つ人間なら、既存政治システムへの不信だけでなく、システムを動かす現職政治家への不信も強めるだろう。

近年欧米でポピュリストの政治家・政党が躍進した背景にも、彼らが憎悪するグローバリゼーションの暴走を既存の政治家や政治システムは制御できていないとするポピュリスト煽動家の批判に、多くの国民が共感を覚えたことがあった。フランスの右派ポピュリスト政党の指導者マリーヌ・ルペンには、顔の見えない「欧州委員会」（ポピュリスト政党がグローバリゼーションの権化の代表例とみなすEUの政策執行機関）は敵であるとし、「誰も彼らの顔も名前も知らない。そして何よりも、彼らの中で投票で選ばれた者はいない」と毒づいた [Norris and Inglehart : 6] .

既存の政治家、政党への不信や不満が高まっているとしても、それは必ずしも既存の政治システム（つまり代議制民主主義）そのものへの不信、不満と同義ではない。また、既成の、或いは現行の代議制民主主義への不満は、代議制民主主義という制度一般、制度そのものへの不満とは限らない。事実、既存政治への不満は先進民主国の多くで高いが、民主主義自体への信頼度は目立って低下しているわけではないと報告する調査結果もある [Wike and Fetteroff:136-137] .

しかし、現行の政府、政治家に対しては不信、しかしシステムに対しては信頼、というバランスがいつまで続くかは予断を許さない。それは今日のグローバリゼーションが、田所（2004）が指摘するとおり、従来の国際化や相互依存とは異なる性質を帯びているからである。

現代のグローバル化は、国際的なネットワークがあまりにも高い密度で張り巡らされ、有機的に相互に連結しているために、誰が誰に対してどのように影響を行使しているのか、まったくはっきりしない不確定な世界なのである。グローバル化という言葉には、「国際化」とはちがって、「国」の姿が見えない。国境を横断する経済や文化的な交流は、従来から大規模に存在してきた。しかしそれらの活動は、最終的には国と国との目に見え

る主体の関係に還元され、またそれによって制御されてきた。(中略)だが、今や国家の意図や制御を遥かに超える力で、株価や国際世論が動かされ、その結果だれがどのように利益を得るのか明らかではない。意識されない間に、「デファクト・スタンダード(事実上の標準)」が、気がついてみると世界を支配したのは、コンピュータソフトや国際語や大衆文化など様々な領域で見られてきた現象である。つまり、国際的にも「無名の力」がいつのまにか強制力を帯びた標準を生んだのである。しかも「グローバル化の強制力は、したがって17世紀の『宣教』や20世紀のイデオロギーと比べて、それを与える方も受ける方も無意識であるが故に極端に強い。与える側はそれについて説明責任を免れ、受ける側は顔のない主張を相手に抵抗を試みるすべもない」[田所:29]。

このように「グローバル化の圧力は、世界市場から加えられる匿名の力であり、外交的な駆け引きや政治的な制御が及ばない。このような圧力にさらされて国家の自律性が日夜浸食されると、民主的な国家においては民主主義に対する無力感を醸成するであろう」と田所は診断する[田所:16]。無力感が醸成されれば、民主主義を積極的に支持する意欲はわきにくくなる。既存の代議制を侮蔑するポピュリスト政治勢力に誘引される人が生じるのも不思議ではない。少なくとも従来は望ましい政治体制として倫理的に優位な座に君臨してきた代議制民主主義が、数ある政治体制の等価の選択肢の一つとして相対化される可能性が生じるかもしれない。

おわりに

既存の代議制民主主義に対する不満や幻滅の原因のかなりの割合は、実はこの政治システムの本来の構造特性に起因するものであって、制度疲労や機能不全によるものでも、制度を実際に運営する既存の政党や議員や官僚の怠慢や失政や権力濫用によるものでもないとしても、それは既存政治を放任する理由にも、既存の主要な政治アクターを免責する理由にもならない。原因の如何に関わりなく、不具合や不都合が生ずれば原因の所在を突きとめ、修理

と再発防止に努め、管理責任(を問える問題ならそれ)を問うことは当然である。我々が認識すべきは、代議制民主主義に対する不満の原因の少なからぬ割合が、システムの故障やシステム管理者のミスによるというよりは、やや大げさにいえば、システムに内在する半ば宿命のものかもしれないということである。ただし、仮に原因が宿命的だからといって、診断や治療を諦めていいということにはならない。不満の原因が構造特性に起因する不可避のものだとしても、それを悪化、複雑化させている今日特有の、その社会特有の因子があるか否かを考えることは必要であろう。第2章から示唆される通り、主要な政治アクターの判断、選択によっては不満を軽減できた可能性もあった。選択の範囲もまたシステムの構造特性に制約される面はあるにせよ、我々は代議制民主主義の構造とアクターの両方に注目しつつ、その現状と将来を論じなければならない。

麻野 雅子, 政治不信は民主主義の危機か(一),
三重大学法経論叢, 第32巻, 第2号, 2015年,
1-19ページ

カウフマン, エリック(2018): 引き裂かれたヨーロッパ, フォーリン・アフェアーズ・レポート,
2018年, No. 10. p. 92-101 ページ

ギデンス, アンソニー著, 佐和隆光訳(2001年) 暴走する世界, ダイアモンド社

五野井郁夫(2015年): 直接民主主義は代表制を超えるのか?(山崎望・山本圭編, ポスト代表制の政治学—デモクラシーの危機に抗して, ナカニシヤ出版), 31-56ページ

柴山桂太(2016年): グローバリゼーションと反動(4)民主主義か国家主権が犠牲に, 日本経済新聞
2016年10月31日朝刊

ジョーンズ, オーウェン著, 依田卓巳訳(2017),
チャヴ: 弱者を敵視する社会, 海と月社, 2017年
高橋良輔(2015年): 国境を越える代表は可能か?
(山崎望・山本圭編, ポスト代表制の政治学, ナカニシヤ出版), pp. 57-60

田所昌幸(2004年): グローバル化と国際秩序(藤原帰一ほか編, 国際政治講座4. 東京大学出版

- 会), 1-44.
- 田端博邦 (2012年) : グローバル化と社会的排除,
武川正吾・宮本太郎 (編著) グローバリゼーションと福祉国家, 明石書店, 33-70 ページ
- パウマン, ジグムント (2012年) : 《非常事態》を生きる - 金融危機後の社会学, 作品社
- ブレイディみかこ (2020年) : 労働者階級の叛乱 : 地べたから見た英国 EU 離脱, 光文社新書
- ピトキン, ハンナ著, 早川誠訳 (2018年) : 代表の概念, 名古屋大学出版会
- レイブルック, ダーヴィッド・ヴァン著, 岡崎晴輝 / ディミトリ・ヴァンオーヴェルベーク訳 (2019年) : 選挙制を疑う, 法政大学出版局
- ロドリック, ダニ著, 柴山桂太・大川良文訳 (2021年) : グローバリゼーション・パラドックス, 白水社,
- Cerny, Philip G. , (1999) “Globalization and the Erosion of Democracy” *European Journal of Political Research*, Vol.36, No.1, pp. 1-26.
- Dish, Lisa, (2011) “Toward a Mobilization Conception of Democratic Representation”, *American Political Science Review*, Vo. 105, No.1, pp. 100-114.
- Fraser, Nancy, (2000) “Rethinking Recognition” *New Left Review*, Vo. 3, pp. 107-120.
- Hellwig, Timothy and David Samuels, (2007) “Voting in Open Economies: The Electoral Consequences of Globalization” *Comparative Political Studies*, Vol. 40, No.3, pp. 283-306
- Li, Quan and Rafael Reuveny, (2003) “Economic Globalization and Democracy: An Empirical Analysis” *British Journal of Political Science*, Vol. 33, Issue 01. pp. 29-54.
- Mansbridge, Jane, (2003) “Rethinking Representation” *American Political Science Review*, Vol. 97, No. 4, pp. 515-528.
- Norris, Pippa, and Ronald Inglehart, (2019) *Cultural Backlash: Trump, Brexit, and Authoritarian Populism*, Cambridge University Press
- Rehfeld, Andrew, (2009) “Representation Rethought: On Trustees, Delegates, and Gyroscopes in the Study of Political Representation and Democracy” *American Political Science Review*, Vol. 103, No. 2, pp. 214-230.
- Schweber, Howard,(2016)“The Limits of Political Representation” *American Political Science Review*, Vol. 110, No. 2, pp. 382-396.
- Stein, Arthur A. , (2016)“The great trilemma: are globalization, democracy, and sovereignty compatible?”, *International Theory*, Vol. 8, no. 8, pp. 297-340
- Talisse, Robert B. (2019) *Overdoing Democracy: Why We Must Put Politics in its Place*, Oxford University Press,
- Thomassen, Lasse,(2007)“ Beyond Representation?” *Parliamentary Affairs*, Vol. 60, No. 1, pp. 111-126.
- Tormey, Simon, (2015) *The End of Representative Politics*, Polity
- Weike, Richard, and Janell Fetterolf, (2018)“Liberal Democracy's Crisis of Confidence”, *Journal of Democracy*, Vol. 29, No. 4, pp. 136-150.

執筆者の連絡先
鈴鹿大学国際地域学部
h-kinouchi@suzuka.ac.jp

Discontent with and Limits of Representative Democracy

Hidehiko KINOUCHI

Abstract

In recent years, representative democracy is claimed to be in crisis as a result of various factors including high levels of citizen disaffection with politics, the increasing power of actors without electoral accountability etc. . . Among these factors, disaffection with politics is believed to be both the cause and the result of the crisis of democracy. However, in this paper, through focusing on the structural limits of democratic politics, I argue that the increased discontent with current democratic politics is better explained by a number of misunderstandings of representative democracy.

Keywords: democracy, representative politics, globalization, redistribution, recognition